様式第九号(第十一条関係)

様式第十号 (第十二条関係)

※※第	号									
※経由 市町村名				% Т		作月日	令和	年	月	日
	 î和 年	月 日		*	市町村	令和	年	月	月	
提出	第	号				令和	年	月	目	
					再提出	令和	年	月	日	
資格喪失届 児童扶養手当 <u>受給者死亡届(未支払手当請求書)</u>										
(フリガナ)								_		
受給者					証書番	号	第		=	号
氏 名					HLL 2	.5	>14			.5
受給者住所	Ŧ									
	イ	口		ハ		Ξ		ホ		
受給資格がななった理由	< ^	1		チ		IJ		ヌ		
	ル	ヲ		ワ						
理由が発生した日	I		 令和		年	月	日			
※未支払手当請求の人だけ記入して下さい。										
請求者である 児 童 氏 名			児童住房	听						
届出人氏名 (受給者との続柄)			届出人住所	ŕ						
支払希望 (名称)										
金融機関 (口座番号)										
この欄は、請求者である児童に代わって未支払の手当を受け取る人があるときに、その人の氏名、住所及び児童との続柄を記入して										
押印してください。										
上記のとおり届け出 (請求) します。 (なお、事実上婚姻関係と同様の事情になったことによりこの届出を行う場合、「理由が発生した日」以前には、事実										
上婚姻関係と同様の事情にはなかったことを申し立てます。)										
令和 年 月 日 氏名 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·										
)	
黒石市長 髙樋 憲 殿										
<u>*</u>	1 住民票(除票) (年	月 月]	同居・同	居なし	確認			
	2 戸籍(附票)	(年	月月	3 1	婚姻・未	婚)確	認			
(添付)	3 入退所報告書	等の写し		4	児童扶養	手当証	<u></u> 書			
書類	5 その他事実が	明らかにな	る書類		町村					
\0/\0/\ / In ==== /	(A.T)		当者			Entra		
※※ 処理年	月 日	令和 を	F 月	日				第		号

- ◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。
- ◎字は楷書ではっきり書いてください。記名押印に代えて署名することができます。 (日本工業規格A列4番)

注 意

- 1 「受給資格がなくなった理由」の欄は、次に掲げるところにより該当する文字を○で囲んでください。
 - イ 手当を受けている人が日本国内に住所を有しなくなった。
 - ロ 児童が手当を受けている母に監護されなくなつた。
 - ハ 児童が手当を受けている父(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)に監護されなくなり、又はこれと生計を同じくしなくなった。
 - ニ 児童が手当を受けている母又は父以外の人に養育(同居、監護、生計維持)されなくなつた。
 - ホ 児童が死亡した。
 - へ 児童が日本国内に住所を有しなくなつた。
 - ト 児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。
 - チ 18 歳に達した日の属する年度が終了した児童であつて児童扶養手当法施行令(以下「令」という。)別表第1に定める程度の障害の状態にあつたものが20歳に達したか、又は同表に定める程度の障害の状態でなくなつた。
 - リ 母の監護を受けている場合又は養育者の養育を受けている場合において、児童が父と生計を同じくするようになつた。
 - ヌ 父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合において、児童が母と生計を同じくするようになつた。
 - ル 母の婚姻 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)等により、児童が母の 配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)に養育されるようになつた。
 - ヲ 父の婚姻等により、児童が父の配偶者に養育されるようになつた。
 - ワ 次の(イ)から(チ)までのいずれにも該当しなくなつた。
 - (イ) 父母が婚姻を解消した児童
 - (ロ) 父又は母が死亡した児童
 - (ハ) 父又は母が令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
 - (二) 父又は母の生死が明らかでない児童
 - (ホ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
 - (へ) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
 - (ト) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - (チ) (ト) に該当するかどうかが明らかでない児童